

 社会福祉協議会（社協“しゃきょう”）は、だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域福祉を推進する民間団体です。

生活福祉資金「総合支援資金－生活支援費」特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 一世帯につき1回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付けも行わない、もしくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 5 今回の新型コロナウイルス感染の影響に起因しない理由での借入れはできません。
- 6 借入れ申込みには、自立に向けた支援を進めるため、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることの同意が要件です。自立相談支援機関利用同意書に必要事項を記入のうえ、署名することが必要です。
- 7 借入れ申込みにあたっては、世帯全員の住民票の原本（全部記載＝本籍、世帯主の記載のあるもの、マイナンバーなし）の提出が必要です。
- 8 本人による借入れ申込みであることを確認するため、必ず運転免許証や健康保険証などの身分を証明する書類のコピーの提出が必要です。このほか、本人名義の振込口座が確認できる預金通帳またはキャッシュカードのコピーの提出が必要です。
- 9 上記申込みに必要な書類の確認できない場合や、住民票と身分証明書、申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込み受付後の場合は貸付不承認とします。貸付後、申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けを中止し、貸付金の繰上一括償還を求めます。
- 11 生活保護受給世帯の方は、申込みできません。生活費でお困りのことについては、生活保護の担当ケースワーカーにご相談ください。

- 12 申込み受付後、山梨県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もありますので、ご承知おきください。なお、審査結果は、決定通知（または不承認通知）を送付するとともに、貸付金の交付を行います。
- 13 貸付金の交付方法は、指定口座への振込みとなります。交付は申込みから概ね3週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 14 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から1年以内とします。
- 15 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- ＜参考＞ 返済期間10年の場合の返済月額
- 借入金額150,000円×3か月＝450,000円の場合…月額3,750円×120回
- 借入金額200,000円×3か月＝600,000円の場合…月額5,000円×120回
- 16 貸付金は無利子とします。
- 17 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3%の延滞利子が発生します。
- 18 資金を借受けた方は、借入れ期間中に住所や氏名の変更等があれば、速やかに山梨県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 19 資金を借受けた方は、借入れ期間中、就職（経営再開を含みます）したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに山梨県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 20 借入金を目的外に使用したときは、貸付けの停止又は貸付金の一括償還を求めます。
- 21 借入申込みに当たって、山梨県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、家計改善支援機関に照会することがあります。
- 22 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 23 申込み時、または貸付後に脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応します。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 生活支援課（資金担当）
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
TEL 055-254-8610 / FAX 055-254-8614

令和2年9月29日作成（令和2年10月1日適用）